

令和 8（2026）年度栃木県立中学校生徒募集要項

令和 8（2026）年度栃木県立中学校入学者選考要項に基づき、令和 8（2026）年度栃木県立中学校第 1 学年生徒を次のとおり募集します。

1 入学志願資格

県立中学校に入学を志願することができる者は、入学時に保護者（親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人をいいます。）とともに県内に居住する者又は居住見込みの者で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」といいます。）を令和 8（2026）年 3 月 31 日までに卒業又は修了見込みの者
- (2) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和 8（2026）年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (3) 最終学校が外国の現地校であり、かつ、平成 25（2013）年 4 月 2 日から平成 26（2014）年 4 月 1 日までの間に出生した者
- (4) その他県立中学校において、小学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

＊(2)、(3)及び(4)に該当する者に限った募集定員枠、特別の入学者選考はありません。

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとします。

栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	105 名
栃木県立佐野高等学校附属中学校	105 名
栃木県立矢板東高等学校附属中学校	70 名

3 通学区域

通学区域は、県内全域とします。

4 出願

出願は、1校に限るものとします。

(1) 出願期間

令和7（2025）年12月1日（月）から同月4日（木）まで〔令和7（2025）年12月4日（木）の消印有効〕

出願期間より前に届かないよう、ご注意ください。出願期間より前に発送する場合は、期日指定をして、出願期間内に届くようにしてください。

(2) 出願書類の提出方法及び提出先

出願書類は、郵送により、入学を志願しようとする県立中学校の校長宛て提出するものとします。

出願書類は、折らずに**封筒A**に入れ、必ず簡易書留で郵送してください。直接の持ち込み、メール便、宅配便等は認めません。

○栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校

〒321-0912 宇都宮市石井町 3360-1（電話 028-656-5155）

○栃木県立佐野高等学校附属中学校

〒327-0847 佐野市天神町 761-1（電話 0283-23-0161）

○栃木県立矢板東高等学校附属中学校

〒329-2136 矢板市東町 4-8（電話 0287-43-1243）

(3) 出願書類及び注意事項

ア 入学願書（様式1）（電子申請システムから印刷）

- 入学願書は、栃木県電子申請システムへの利用者登録後に志願者情報を志願先県立中学校ごとのフォームに入力することによって作成します。各県立中学校の入力フォーム（11月下旬に開設予定）から、以下の手順に沿って、出願期間前までに入学願書を作成してください。
- 栃木県電子申請システムへの利用者登録に必要なメールアドレスを準備し、栃木県電子申請システムへの利用者登録を行ってください。
- 栃木県電子申請システムに、志願者情報を入力してください。
- 入学料2,200円を、出願期間前までに栃木県電子申請システムの手続きに従って電子納付してください。
- 入学料納付後、入学願書を印刷してください。
- 入学願書を印刷後、令和7（2025）年7月1日以降に、脱帽して正面から撮影した縦4cm、横3cmの写真で、裏面に住所及び氏名を記入したものを所定の位置に貼り付けてください。

イ 学習や生活の記録（様式 2）

- ・ 学習や生活の記録は、入学志願者が在学している小学校の校長が、入学志願者からの依頼により、小学校児童指導要録に基づく小学校 5、6 年生時の学習や生活の状況を、令和 7（2025）年 10 月末現在で記載するものです。
- ・ 入学志願者は、在学している小学校に**様式 2 の見本**及び**封筒 B**を提出し、作成及び発行を依頼してください。なお、学習や生活の記録の作成の依頼は 1 通に限るものとします。
- ・ 学習や生活の記録の作成には、2 週間程度かかりますので、小学校には早めに依頼してください。
- ・ 小学校から発行された学習や生活の記録が入っている封筒は、開封しないでください。
- ・ 入学志願資格が **1** の(2)又は(3)の場合も、同様とします。
なお、最終学校が外国の現地校の場合、提出する書類は小学校 5、6 年生に相当する学年の成績証明書又はこれに代わるものを提出してください。
また、日本の小学校の第 6 学年に外国の現地校から編入学した場合、**様式 2**の提出について、入学を志願しようとする県立中学校に事前に確認してください。
- ・ 入学志願資格が **1** の(4)の場合は、学習や生活の記録に相当する書類を提出していただきますが、入学を志願しようとする県立中学校に事前に連絡してください。

ウ 転居に関する申立書（様式 3）・転居を証明する書類（該当者のみ）

出願時に県内に居住していないが入学時に保護者とともに居住見込みの者は、転居に関する申立書及び転居を証明する書類（居住に関する契約書の写し等）を提出してください。**様式 3**は、栃木県教育委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、該当者は、入学を志願しようとする県立中学校に連絡の上、転居を証明する書類として提出する書類について指示を受けてください。（出願書類提出に間に合うよう、1 か月前を目途に御連絡願います。）

また、出願時に転居を証明する書類を提出できない場合には、同校の指示する日までに提出してください。

(4) 適性検査、作文及び面接の受検の際に配慮が必要な志願者について

障害や病気等によって一般の志願者と同等の条件で受検が困難な入学志願者に対し、県立中学校の校長は、保健室等適当な場所で受検させるなどの配慮をします。

受検の際に配慮が必要な入学志願者の保護者は、入学志願者が在籍する小学校を通して、出願前に入学を志願しようとする県立中学校に事前に連絡し、十分な相談を行ってください。

5 受検票（様式 4）（電子申請システムから印刷）

県立中学校の校長は、出願書類を受理した後、入学志願資格を審査します。審査後、令和 7（2025）年 12 月 18 日（木）から同月 24 日（水）までに、栃木県電子申請システムに登録された入学志願者メールアドレス宛てに、受検票準備完了通知メールを送信します。

通知メールを確認後、栃木県電子申請システムから受検票と入学者選考についての連絡を印刷してください。検査当日は、印刷した受検票を志願先中学校に持参してください。

なお、出願後、保護者の転勤等やむを得ない事情により受検を辞退しようとする場合は、県立中学校の校長宛てに辞退届を提出してください。

6 適性検査、作文及び面接

(1) 期 日

令和8（2026）年1月10日（土）

(2) 会 場

会場は、各学校を予定していますが、出願状況によって変更となる場合があります。その場合には、受検票に記載してお知らせします。

ア 栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校の適性検査等の会場

宇都宮市石井町 3360-1 栃木県立宇都宮東高等学校・附属中学校

イ 栃木県立佐野高等学校附属中学校の適性検査等の会場

佐野市天神町 761-1 栃木県立佐野高等学校・附属中学校

ウ 栃木県立矢板東高等学校附属中学校の適性検査等の会場

矢板市東町 4-8 栃木県立矢板東高等学校・附属中学校

自家用車による会場までの送迎は認めますが、乗降は当該学校の指定する場所で行います。なお、送迎用駐車場及び送迎者、保護者等の控室はありません。

(3) 日 程

9：00	集合
9：00～9：30	適性検査・作文の会場への移動、オリエンテーション
9：50～10：40	適性検査
11：05～11：50	作文
11：50～12：00	面接のオリエンテーション
12：00～12：40	昼食
12：40～	面接

受検者は、午前9時までに当該学校の指定する場所に集合してください。

適性検査開始時刻（午前9時50分）に遅れた場合には、原則として受検できません。

面接は、実施時間帯を区切って実施します。実施時間帯は、受検票交付時にお知らせします。開始時刻まで適性検査・作文の会場等で待機し、面接の会場に移動します。面接が終わった者から順に、解散となります。

(4) 内容等

ア 適性検査

課題解決能力、思考力、表現力など、小学校の教育課程に基づく日常の学習によって身に付けた総合的な力をみるものとします。50分間の筆記検査を実施します。

イ 作文

課題や資料などに対して、自分の考えや意見をまとめ、筋道を立てて的確に文章で表現する力などをみるものとします。45分間で実施します。

ウ 面接

自分の考え等を表現する力や6年間の一貫教育で学ぶ意欲、適性などをみるものとします。

1 グループ5人程度の集団面接とし、約20分間で実施します。

(5) 受検上の注意事項

ア 検査当日の必携品は、次のとおりとします。

受検票、鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム、コンパス、定規、分度器、昼食、上ばき、下ばきを入れるもの

イ スマートフォン等の情報端末機器や計算機・辞書・地図等の機能のついた時計等、検査の公正を乱すおそれのあるものの検査場への持ち込みは認めません。

ウ 検査場には時計がありませんので注意してください。計算機・辞書・地図等の機能のついていない時計の携帯は認めます。

7 入学者の選考

(1) 入学予定者選考委員会の設置

県立中学校は、入学予定者の選考を行うため、校長を委員長とする「入学予定者選考委員会」を設置するものとします。

(2) 選考の方法

ア 適性検査、作文及び面接の実施結果並びに学習や生活の記録を資料とし、当該学校で学ぶ意欲や適性等があると総合的に判断される者を入学予定者として決定するものとします。

イ 適性検査は、100点満点とします。作文及び面接はA、B及びCの3段階で評価します。学習や生活の記録の「各教科の学習の記録」の評価は、54点満点とします。

(3) 選考の手順等

ア 第1次審議

適性検査並びに学習や生活の記録の各教科の学習の記録における評価の合計点の上位から定員の80パーセント以内にある者を選び、作文及び面接の実施結果並びに学習や生活の記録において、適性があると判断された者を入学予定者とします。

イ 第2次審議

第1次審議で入学予定者となった者を除いた受検者を対象とし、適性検査、作文及び面接の実施結果並びに学習や生活の記録を総合的に十分勘案して、適性があると判断された者を入学予定者とします。

8 入学予定者選考結果の発表

入学予定者選考結果は、栃木県立学校入試関係公表サイトに掲載します。

掲載期間は、令和8（2026）年1月15日（木）午前10時から同月21日（水）午後5時までです。

入学予定者選考結果の閲覧方法については、受検票とともに印刷する入学者選考についての連絡、又は入学予定者選考結果案内通知で確認してください。

入学予定者選考結果案内通知は、令和8（2026）年1月15日（木）に、栃木県電子申請システムに登録された入学志願者メールアドレス宛てに送信されます。

9 入学予定者決定後の手続等

(1) 入学予定者決定後の手続

ア 入学予定者は、栃木県立学校入試関係公表サイトに掲載された入学意思確認書を印刷して必要事項を記入し、令和8（2026）年1月21日（水）までの各県立中学校の校長が定める時間帯に受検した県立中学校に提出してください。

提出方法は、入学予定者又はその保護者が直接持参してください。

なお、期限までに入学意思確認書の提出がないときは、入学を辞退したものとみなします。

イ 栃木県教育委員会は、入学意思確認書の提出があった者に対して、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第1項の規定による就学承諾証明書を郵送により交付します。

ウ 入学予定者の保護者は、入学予定者の住所の存する市町の教育委員会に、就学承諾証明書を添え、受検した県立中学校に就学させようとする旨を速やかに届け出てください。

エ 入学予定者が入学意思確認書を提出した後は、原則として入学辞退は認めませんが、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は、県立中学校の校長宛てに入学辞退届を提出してください。

(2) 欠員の補充

県立中学校の校長は、令和8（2026）年1月22日（木）から同年2月10日（火）までの間に入学予定者に欠員が生じた場合は補充することとし、その際は、別途保護者に連絡します。

10 適性検査及び作文の内容の公表

栃木県教育委員会は、令和8（2026）年1月10日（土）、適性検査、作文及び面接が全て終了した後に、適性検査の問題、解答例、配点及び問題作成のねらい並びに作文の問題及び問題作成のねらいを公表するものとします。

11 適性検査等の結果の開示

受検者本人に対する適性検査等の結果の開示を次のとおり行います。

(1) 開示の内容

受検者本人の適性検査の得点並びに作文及び面接の評価

(2) 開示の場所

受検した県立中学校

(3) 開示の方法

受検者本人が(2)の場所において受検票を提示し口頭による請求を行った場合、出願時に提出された写真との照合により受検者本人であることを確認の上、(1)の内容を転記した書面を交付します。開示を希望する者は、受検票を持参してください。また、電話による請求には応じません。

(4) 開示の期間及び時間

令和8（2026）年1月16日（金）から同年2月16日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の各県立中学校の校長が定める日及び時間帯

12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、栃木県教育委員会教育長が定めるものとします。

本募集要項に関する問合せは、次のところまでお願いします。

栃木県教育委員会事務局高校教育課 指導担当 電話 028-623-3382 FAX 028-623-3393
